

広島県告示第七百六十七号

平成二十六年広島県告示第二百九十九号（平成二十六年地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の表廿日市市の項調査地域の欄を次のように改める。

中道字張山、中道字中西・三島原、中道字道祖ヶ原、中道字板押の一部、津田字諏訪・槇ヶ峠・別府・焼迫の一部、津田字別府・小更・大迫尻山の一部、津田字東横矢・西横矢・下内山・沖横矢・下市・神田の一部、津田字小更・道秀原の一部、津田字並田・江尻・八幡迫の一部、中道字小住、津田字東花上・下花上・原垣内・上花上・中花上・西花上・小山・松ヶ峠・中小原・上小原・下小原・苦ノ原・柏・西条山・百合野の一部

二の表庄原市の次の項に廿日市市の欄を次のように加える。

廿日市市	妙音寺原	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
------	------	------------------------